

改訂

保育士・保育教諭として、 子どもの貧困問題を考える

質の高い保育実践のために



本パンフレットについて

- 保育士・保育教諭が日本の「子どもの貧困」の状況を認識し、専門職として可能な支援を行うことは、子どもの健やかな育ちにつながる重要な取り組みです。
- 本パンフレットは、保育士・保育教諭一人ひとりが、子どもの貧困に対してどのような取り組みができるのかを考えることができるツールです。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 士 会

こんなことは、
ありませんか？

子どもの貧困かもしれない、保育のなかの気づき

●衣服

☐ 大きすぎたり、小さすぎたり、身体のサイズに合っていない服を着ている。

▶ 必要な服を購入することが困難で、サイズの合っていない服や靴を身につけなければならないのかもしれない。

☐ 洗濯をしていないようで、衣服が清潔ではない。

▶ 洗濯ができず、同じ服を着ざるを得ない状況があるかもしれません。

☐ 傷んだり、破れたりしている服や靴を身につけている。

▶ 買い替えることができずに、同じ服や靴を身につけざるを得ない状況があるかもしれません。

●身体

☐ 頭髪の汚れた状態が続いている。

☐ 身体が汚れ、体臭等のおいが気になる。

▶ 清潔さを保つのに必要な回数、お風呂を沸かし、入浴することができないのかもしれない。

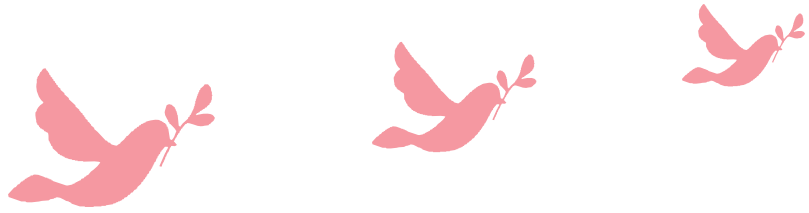
●態度・表情・行動

☐ ボーッとしており、無気力である。

☐ 自分なんかどうでもいいという態度が見受けられる。

▶ 必要なものを購入してもらえないという経験などが積み重なり、希望が持てない状況なのかもしれません。





● 食事

- ☐ 「朝食を食べていない」という。
- ☐ 「家に帰ってから何も食べていない」という。
- ☐ 適量を超えて、給食を何杯もお代わりをする。
 - ▶ 食費を切り詰めなければならない状況であったり、そもそも家庭のなかで、食事が用意されていないのかもしれません。
- ☐ 朝食や夕食として菓子しか食べていない。
 - ▶ コンビニ弁当や菓子、菓子パン等、安価・手軽な食事だけにせざるを得ない状況なのかもしれません。

● 健康管理

- ☐ 風邪で早退したとき、医療機関を受診せず、翌日登園してくる。
 - ▶ 容易に仕事を休むことができない状況であったり、診察代を用意することができないのかもしれません。

● 保護者の経済状況

- ☐ 必要な持ち物を持参しなかったり、購入をためらう。
- ☐ 「オムツの使用枚数を少なくしてほしい」と訴えることがある。
- ☐ 必要な負担金の納入が滞りがちである。
- ☐ 遠足など、園の行事に参加しない。
 - ▶ 必要なお金や物品を用意できなかったり、生活全体に余裕がないのかもしれません。

● 生活の状況

- ☐ 保護者が長時間働いており、子どもの生活リズムが崩れている。
- ☐ 保護者が疲れた様子で、体重が落ちやつれてきた。
 - ▶ 一つの仕事で必要な収入を得ることができず、保護者が仕事の掛け持ちをせざるを得ない結果、長時間労働となって、子どもの生活に気を向けることが困難な状況にあるのかもしれません。





- 現在の日本において、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の5割弱が貧困状態（5頁グラフ(2)参照）にあり、就労しているにもかかわらず、生活に困窮しているという実態があります。
- 保育士・保育教諭として、生活に困窮する世帯の子どもだから特別な対応を行うという考え方ではなく、その世帯が抱える生活課題・福祉課題が、子どもの生活や育ちにさまざまな影響を及ぼしているとの視点に立って、いかに子どもや保護者にかかわるのかを考える必要があります。
- 保育士・保育教諭は、子どもの生活や心身の状況の変化を、さまざまな場面で気づくことのできる環境にあります。保育士・保育教諭が、日本の「子どもの貧困」の過酷な状況を認識し、児童福祉に携わる者として可能な支援を行うことは、子どもの健やかな育ちにつながる重要な取り組みです。
- また、貧困かそうでないかにかかわらず、子どもの自己肯定感を育むことは、保育士・保育教諭の本来的な役割です。
- 保育所・認定こども園等は、地域の中で、子どもも保護者も安心できる場所であり、必要な支援を行う役割を持っています。
- こうしたことを踏まえ、全国保育士会では、保育所・認定こども園等で就労している保育士・保育教諭が、子どもの貧困に対してどのような取り組みができるのか、検討を行いました。
- 本パンフレットは、その検討結果を紹介したものです。本パンフレットをご活用いただき、みなさまの園において、子どもの貧困問題に対する支援等の取り組みをお進めいただきますようお願いいたします。
- なお、令和2年より新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、子育て世帯にも大きな影響を与えていることを踏まえ、令和3年度に本パンフレットの改訂を行いました。今後も、社会の変化により子育て世帯の生活環境が変化する可能性があるという視点を持つことが必要です。



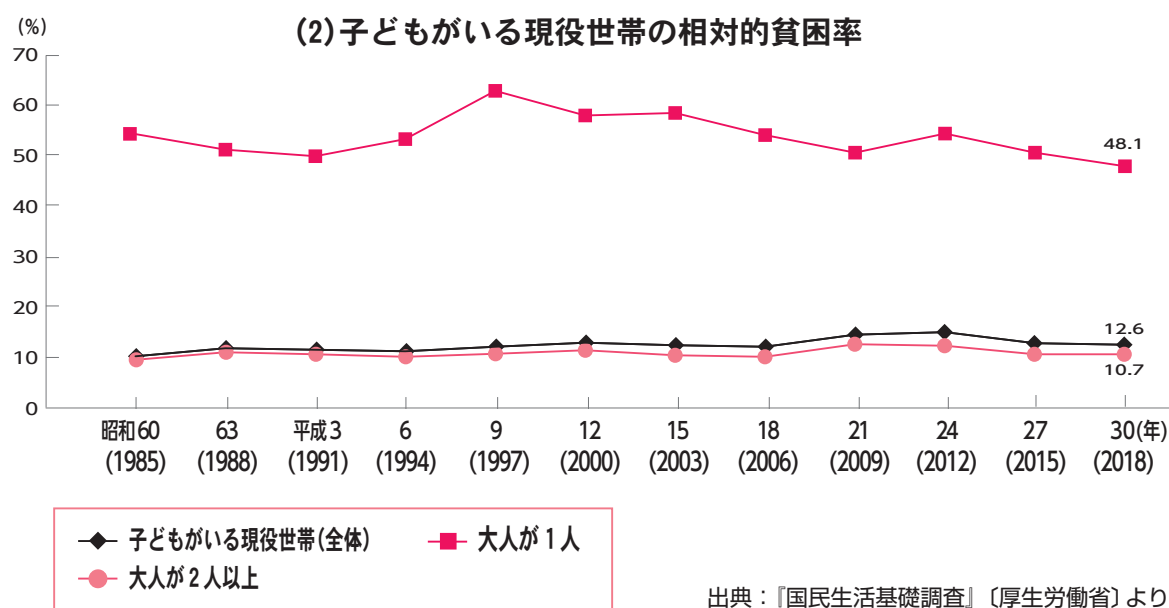
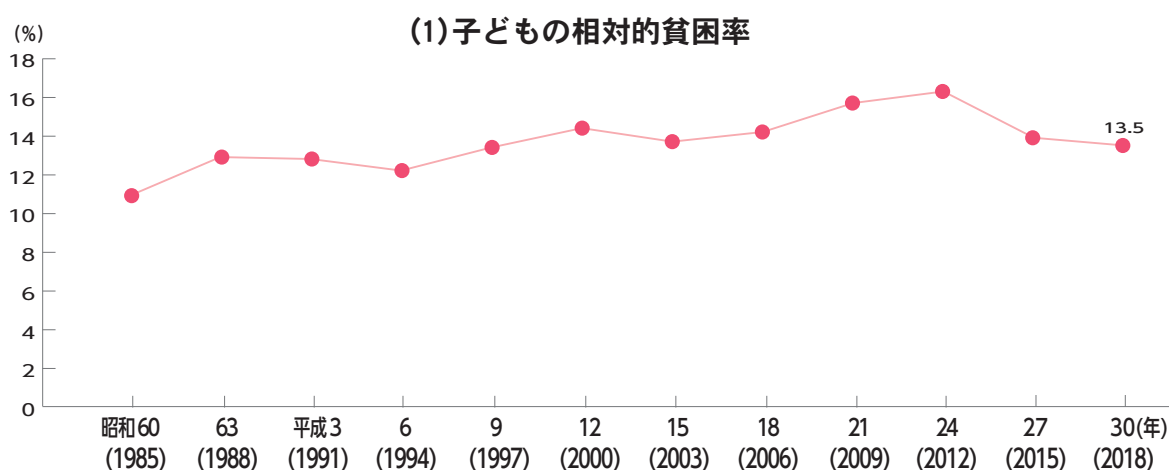


本パンフレットにおける 「子どもの貧困問題」の 定義について



○本パンフレットでは、「子どもの貧困」を、「保護者（世帯）の低所得等によって、その子どもの適切な養育環境や資源が整っておらず、成長に影響が生じる状況にあること」と前提しています。

○本パンフレットでは、貧困状態にある子どもの割合を示す指標として、『国民生活基礎調査』（厚生労働省）の「相対的貧困率」¹を基礎データとしています。



出典：『国民生活基礎調査』（厚生労働省）より作成

¹「相対的貧困率」とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。（『国民生活基礎調査』（厚生労働省））





保育所・認定こども園等における、 子どもの貧困問題の捉え方



- 一見すると、経済的な困窮状態にはないと思われる場合でも、保護者の、子どもの養育に対する考え方によって、そのように見える場合があります。
- たとえば、保護者の収入が一定以上のレベルであっても、子どもの養育にはお金をかけないという考え方の場合、子どもの衣服は、一見、質素であるかもしれません。
- 他方、汚れた衣服を着ていることや、食事をしていないことが多く見受けられるなどの場合、貧困だけではなく、子どもへの虐待も疑われます。
- 気になる子どもがいた場合、その気になることが、貧困に起因するものなのか、他の要因によるものなのかを見極める必要があります。
- なお、保護者の収入が少なく世帯として経済的な困窮状態であっても、子どもの育ちに必要なことには優先してお金を費やすという考え方の場合には、その子どもの養育の問題としては見えにくいかもしれません。このような場合は、保護者が支援を必要としているのに、気づくことが難しい場合もあります。



対応、支援の留意点



- 子どもの貧困問題への対応にあたって、何気ない言葉によって、貧困に悩む保護者の自尊心を傷つけることがあります。充分注意し、配慮することが大切です。
- 保護者が経済的に困窮していることを他者に知られたくないと思っている可能性を念頭に置き、子どもや保護者の変化にいかに早く気づき、必要な支援につなげられるかが重要になります。
- たとえば、衣服や食物等の現物を提供する場合は、不公平な扱いを受けていると他の保護者から受け取られないよう、また、他の保護者が課題を抱える保護者を傷つけてしまうことにつながらないよう、支援に関する情報の管理を適切に行うなどの配慮が求められます。
- また、日頃から、「何か困っていることない?」「実は、このことで困っているの」と言える保育士・保育教諭と保護者の信頼関係を築いておくことも重要です。

保育所・認定こども園等の保育士・保育教諭は、子どもの貧困に対して、どのような支援を行うことができるのでしょうか。具体的な事例を紹介します。

事例1 服のサイズが身体に合っていないAくん

気づきの場面	Aくんは、2歳のときに着ていた服を、3歳になっても着ている。その服では、お腹や背中が出てしまい、サイズが合っていなかった。そのことが気になったB保育士は、クラスのCリーダー保育士にそのことを話した。
対応①	B保育士とCリーダー保育士で相談。B保育士から、洋服のサイズについて、Aくんの保護者のDさんへ話をし、その際、家庭の状況も伺うこととした。
	Dさんは、「Aの成長が早く、もらった服が小さくなってしまった。持っている服が少なく、買ってあげたいのだが、お金がなくて買えない」と困った様子であった。
対応②	そのことについてB保育士から報告をうけたCリーダー保育士は、主任保育士に、対応の相談をした。
	Aくんの体調を考慮し、保育所で保管している古着の上着を、Dさんが新しい洋服を購入するまで貸与し、Aくんに着てもらうよう、申し出ることとした。
	主任保育士はそのことを園長に報告し、了承を得た。
対応③	B保育士は、Dさんに、Aくんが風邪をひかないよう、新しい服を購入するまで、保育所が上着を貸すことができると申し出た。
	Dさんは、ほっとした表情で、ありがたくその申し出を受けると言った。

🌸ポイント🌸

○同じ服を毎日のように着ているから貧困であるとは限りません。子どもが特定の服を好きで同じ服を着ている場合もあります。また、小さめのサイズの服を着ている場合でも、保護者の好みで着せている場合もあります。そのため、清潔であるかどうかということが判断の一つのポイントになるでしょう。

○支援に際しては、他の保護者から不公平な扱いを受けていると受け取られないよう配慮することが必要です。また、支援する保護者の自尊心を損なわないようにすることも必要です。衣服を無償で差し上げるのではなく、貸与する（返却していただくことが前提）などの形として支援することが望ましいと考えられます。



事例2

いつも空腹そうなEちゃん

気づきの場面	Eちゃんは、給食を何杯もお代わりし、ガツガツ食べる。担任のF保育士は、食欲旺盛なだけと捉えていたが、1歳年上のお姉ちゃんのGちゃんも同じだと、Gちゃんの担任保育士から聞かされ、少し気になった。
対応①	F保育士は、Hリーダー保育士と相談し、EちゃんとGちゃんへ、家できちんと食事をしているのか様子を尋ねてみることにした。 その結果、朝食は食べないこと、夕食は食べるが、お腹がすいているときがあることが分かった。その旨を主任保育士に報告した。
対応②	園長に報告し、対応について検討した。その結果、まずはF保育士から保護者へ、家庭の状況を伺うこととした。 お迎えにやってきた保護者のIさんに、Eちゃんの空腹な様子が頻繁に見られ、気になっていることをF保育士から伝えた。Iさんは、「朝食を食べていないこと、お腹いっぱい食べさせてあげたいが、食費を節約するために充分ではないこともあるかもしれない」と、しょんぼりした表情で話した。
対応③	伺ったことを踏まえ、次の対応を行うこととした。 ① EちゃんとGちゃんの空腹そうな様子が伺えたら、そのとき提供できる食べ物を、別室で勧める。 ② Iさんには、Iさんの気持ちを大切にするため、かつ、園に対する依存を引き起こさないようにするために、そのことは伝えない。 ③ Iさんに、近隣で「こども食堂」を行っている子ども・子育て支援団体の情報を提供する。 Iさんは、「こんな活動のことは知らなかった。参加してみたい」と明るい表情で話し、Eちゃんと手をつないで、Gちゃんのクラスへと向かっていった。

ポイント

○朝食を食べていないことが、貧困に起因するのではなく、保護者の生活習慣による場合もあります。

○衣服に関する支援と同様に、食事の場合でも、他の保護者から不公平な扱いを受けていると受け取られないよう配慮することが必要です。また、支援する保護者の自尊心を損なわないようにすることも必要です。

○おやつメニューを腹持ちの良いものにする、給食はなるべく多めによそう、給食のお代わりを優先して提供する、などの工夫も考えられます。



事例3

保護者の様子から支援につなげる

気づきの場面	Ｊくんの衣服の汚れが多々見られるようになった。 また、母親Ｋさんのやせ気味傾向や精気のなさ、提出物の遅れ、忘れ物（オムツの忘れ、負担金の支払い遅れ）などが目立つようになった。さらに、Ｋさんの姿を見なくなり、Ｊくんが泣くことも多くなった。子どもの発熱があっても受診を渋る、休みが続くとさらに負担金の滞納や入浴していないと思われる状況も続いた。
対応①	主任保育士が父親Ｌさんと話をし、最近Ｋさんを見ない、Ｊくんの様子から何か困っているのではないかと、手伝えることはないかと声を掛ける。 その結果、Ｌさんが仕事に出にくい状況にあることや、金銭的に厳しい状況、Ｋさんの所在が不明であること等を把握した。また、Ｌさんの母親Ｍさん（Ｊくんの祖母）の協力が得られる可能性があることも明らかになった。
対応②	Ｌさんに「子どものことを一番に考えよう」と伝え、Ｍさんにも就業時間や子どもの病気の時などの支援について理解を求めることをすすめた。
対応③	食事に困っている様子や金銭的に厳しい状況等を踏まえ、米や園に備えてあるオムツ、お尻ふきなどを渡す等の支援を行った。 生活が落ち着いてきた頃に、Ｋさんの母Ｎさん（Ｊくんの祖母）より園に電話があり、Ｋさんが家に戻りたいとの意思を示しているとのことであった。Ｌさんの意向を聞くと、子どものことを第１に考えて関係を修復していきたいとのことであった。その後は、Ｎさんにも間に入ってもらいながら少しずつ関係を修復するなど、家庭の状況も配慮した調整を行った。

ポイント

- 保護者の様子に変化がみられる場合、その変化にいち早く気づいて支援につなぐことで、その後の子どもへの支援にもつながります。
- 保護者によっては、貧困に悩んでいることを隠したいと思っているケースも多く、その点に配慮をしながら状況の把握や支援の提案をすることが大切です。また、貧困は複数の課題が複合的に関連しているケースも多いため、保護者のニーズを丁寧に確認する視点も必要です。



事例 4

他の職種・機関と連携した支援

気づきの場面	〇くんの保育料等の滞納が数か月続く。園内で対応の検討を始めたところ、近所住民から「近所宅に無断であがり、食べ物を食べる」等の情報が寄せられた。
対応①	園長が、行政と〇くんが暮らす地域の民生委員・児童委員へ相談する。 行政からは、祖父の就労収入と曾祖母の年金、母親のPさんの障がい者年金による収入があるとの情報提供があった。また、Pさんは計画的なお金の使い方が困難とのことであった。 民生委員・児童委員からは、Pさんは毎日外出しており、〇くんの近所宅への侵入は何度もあるとの情報共有があった。曾祖母の人柄もあり、地域の方々が見守りに協力しているとのことであった。
対応②	その後、行政、児童相談所、保健師との連携は、園長・主任保育士が担当。職員間の情報共有や検討は、主任保育士を中心として職員会議等で行うこととした。 Pさんには、短い文章で伝えることや、見通しが持てるよう事前・前日・当日の確認等の対応を図ることとした。感謝の気持ちを伝えることで成功体験を増やすなどの対応も心がけることとした。 〇くんは、毎日の視診や基本の健康観察で、身長伸び率と肥満度、全身状態のチェックを行い、忘れ物がある場合は園の備品で対応することとした。また、無断欠席は電話連絡をし、不在時は家庭訪問を行うこととした。
対応③	Pさんには、物品購入に関する助言も行うことで、状況の改善につながった。また、連絡は、Pさんがわかりやすいところにメモを貼るなど分かりやすくすることで、気づきやすくなった。 園生活での〇くんへの配慮はさりげなく、他児と差がないようにすることで、伸び伸びと過ごせる環境を保障した。 就学後も丁寧な関わりが必要であり、就学先へ申し送りをする。〇くんが自立するまでを見据え、Pさんの成長も支える対応を行った。

ポイント

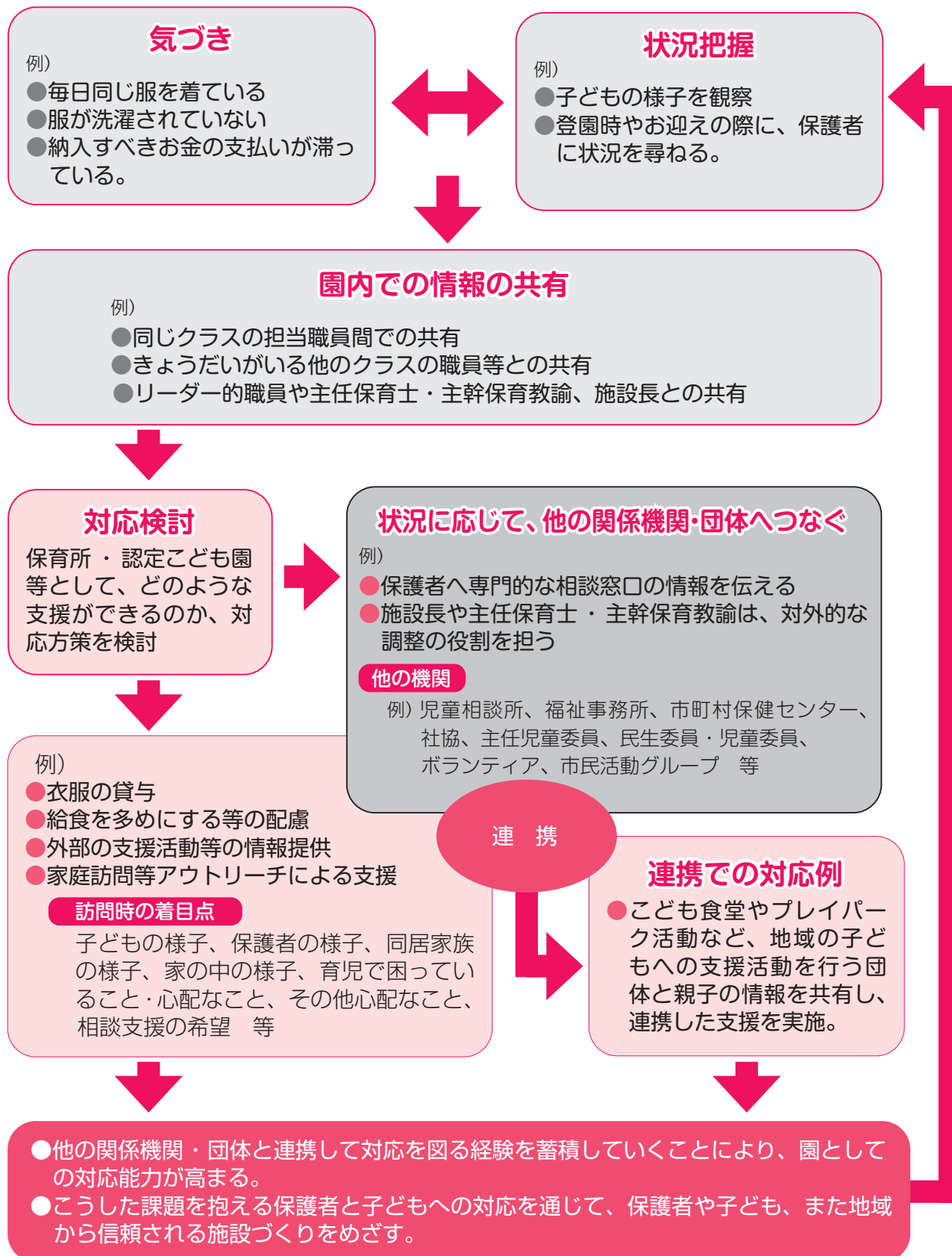
○子どもの様子は、保育所・認定こども園等だけではなく、子どもが暮らす地域の住民が把握していることがあります。子どもの変化にいち早く気づくためにも、地域への情報発信等、日ごろから地域との関係性を意識した取り組みも必要です。

○子どもや保護者への支援について、保育所・認定こども園等のみでは対応が困難な場合があります。保育所・認定こども園等のみで抱え込むのではなく、ニーズに応じて多職種・多機関と連携して支援を展開する視点も重要です。





対応の流れ



●「状況把握」のポイント●

- ▶ 何気なく子どもに家庭の話を聞くことで、家庭状況に関して留意しておくべきことに気づくことができます。「朝は何を食べたの?」「〇〇ちゃん(くん)は、いつも誰とお風呂に入るの?」といった自然な会話のなかで、気になる状況をさりげなく確認することができます。
- ▶ 外国籍の保護者・子どもの場合、日本語でのコミュニケーションが難しいケースもあります。そのような場合であっても、子どもの衣服や、給食の食べ方等から得られる情報があります。きょうだいがいる場合、それぞれから読み取れる情報から総合的に判断し、対応できるケースもあります。
- ▶ 保護者との会話等から確認することもできます。相談・懇談といったあらたまった場ではなく、日常の送迎等の自然で何気ない場面にこそ発見や気づきがあります。事前に状況把握のコツや方法を職員間で共有しておくこともポイントとなります。さらに、直接の会話に限らず、連絡帳等を使用することも有効です。
- ▶ 連絡なく子どもが欠席した場合、保護者に連絡をとって確認したり、複数日になれば、家庭訪問をして直接状況を確認することも必要になります。
- ▶ 保育士・保育教諭は、保護者に対し、困っていることがあればいつでも相談に応じる雰囲気や姿勢を示しておくこと、そして何よりも、普段から信頼関係を築いておくことが最も重要です。

●「園内での情報の共有」のポイント●

- ▶ 保育士・保育教諭が子どもや保護者の変化にいち早く気づくことも大切ですが、同様に、いかに保育所等として組織的な対応を行うかも重要です。保育士・保育教諭1人のみでの対応は、支援に限界が生じたり、保育士・保育教諭の疲弊につながってしまいます。
- ▶ 組織的な対応の例としては、把握したことを職員会議等で共有し、課題解決に向けた検討を行うということが挙げられます。このとき、どのような課題を、誰とどのように検討するのかをあらかじめ決めておくことも必要です。保護者が絶対に知られたくない情報を扱う場合もあるため、専門職として守秘義務を徹底しましょう。プライベートな内容が絡む場合は、園長と主任保育士・主幹保育教諭に限定した検討としている園もあります。
- ▶ 保育所・認定こども園等では、シフトを組んで勤務していますので、共有すべき職員がすべて同じ時間帯で情報を共有できるとは限りません。そのような場合には、いつ、どのような方法で必要な情報を必要な職員に伝達するのか、その仕組みづくりも必要です。





連携することが想定される 他の関係機関・団体の例



○子どもの貧困問題への対応においては、保育所・認定こども園だけでは対応できない場合もあり、施設長や主任保育士・主幹保育教諭が窓口となりながら、日頃から関係機関・団体と連携しておく必要があります。

関係機関・団体	役割・機能等
相談機関（全般）	
児童相談所	すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく行政の専門の相談機関。原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・家族・保育所等の職員・地域住民等、誰からの相談も受け付ける。
児童家庭支援センター	子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設。さらに、児童相談所、児童福祉施設等、関係する機関の連絡調整も行う。児童相談所を補完するものとして、児童福祉施設等に設置されていることが多い。
子ども家庭総合支援拠点	地域を基盤としたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭、妊産婦等を対象とした福祉的な支援に関する業務を行う。子育てに関する一般的な相談から、子ども虐待等に関する相談まで、子ども家庭等に関する相談全般に応じている。
市町村保健センター	地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点として設置される。乳幼児健康診査や妊産婦、新生児、乳幼児への家庭訪問等を行うとともに、それらを通じた家庭全体を視野に入れた支援を行う。
社会福祉協議会	都道府県、市区町村で、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組む民間の機関。
主任児童委員、民生委員・児童委員（民児協）	民生委員は、各地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的に活動しており、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けている。
子どもの虐待防止に関する機関	
要保護児童対策地域協議会	児童虐待等で保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うための地域のネットワーク機関。
子どもの虐待防止センター（CCAP）	子どもの虐待を早期に発見し、虐待防止を援助するために設立された民間の団体。虐待から子どもを守り、保護者への支援を行っている。
その他、地域の子育て支援を行う機関・団体等	
○児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童発達支援センター等） ○その他、NPO、ボランティア、市民活動団体等（子ども食堂、プレイパーク活動、学習支援、フードバンクの運営等）	

※地域によって名称が異なったり、上記の他にも連携すべき関係機関・団体が存在します。地域ごとに確認しておく必要があります。





地域の子ども(世帯)への支援



- 保育所・認定こども園等には地域の子ども・子育て世帯の支援拠点としての役割の発揮が求められています。その期待は、子育て家庭の孤立防止や子ども虐待防止等の必要性の高まりにより、一層高まっています。令和4年に成立した改正児童福祉法においても、保育所等が地域の子育て世帯の身近な相談場所となるよう体制整備に努めることとしています。
- 本パンフレットでもご紹介のとおり、貧困であることを隠したいと思う保護者も多いなか、保育所・認定こども園等を利用していない子育て世帯はさらに気づきにくい状況があるかもしれません。一方で、保育士・保育教諭にはこれまで積み重ねてきた専門性があり、その視点を地域に向けていくことで、他の専門機関では気づきにくいケースにも気づくことができ、支援につなげることができます。
- また、支援を展開するにあたっては、地域の子ども(世帯)の課題等を自園のみで対応するのではなく、紹介した事例のようにほかの専門機関や行政等と役割を確認し合いながら、協力して対応することが有効です。
- さらに、個別ケースへの支援に限らず、子ども食堂やフードバンク、衣類バンク等と連携することも考えられます。



職員の意識向上



- 近年、子どもの相対的貧困率は15%前後で推移しており(令和3年版 子供・若者白書)、保育所・認定こども園等にも貧困の状態にある子どもが在籍している可能性があります。しかし、その状態にあることに気づきにくい場合もあり、実は充分なかかわりができていないことがあるかもしれません。
- 保育士・保育教諭は、子どもの健やかな育ちを支える専門職として、貧困の状態の子どもがいるかもしれないという視点を常に持ち、その子どものおかれている状況(発達の状況、家庭環境等)を想定しながら子どもの自己肯定感を育む保育を展開することが必要です。
- このような意識は、貧困に限らず、障害やLGBT、虐待等にも共通します。



全国保育士会倫理綱領（抜粋）

私たちは、子どもの育ちを支えます。
私たちは、保護者の子育てを支えます。
私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

● 関連資料のご案内

これって虐待？ 子どもの笑顔を守るために 保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック

児童虐待に対する保育者の理解を深めるとともに、「保育所等において、児童虐待予防および早期発見のために何ができるか」を考えるための研修用ワークブックです。

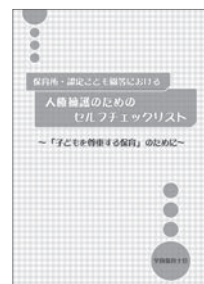
虐待が疑われる様子に気づくポイントや、虐待が疑われる子どもとの関わり方について学ぶことができる内容です。



保育所・認定こども園等における 人権擁護のためのセルフチェックリスト ～「子どもを尊重する保育」のために～

保育の現場で働く保育士・保育教諭が、「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返っていただくことを目的とした自己点検ツールです。

人権擁護の視点から、「『良くない』と考えられるかわり」や、「より良いかわりへのポイント」を記載しています。



◆ 上記のパンフレットは、下記本会ホームページからダウンロードいただけます！ ◆

<https://www.z-hoikushikai.com/>

保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える
質の高い保育実践のために

平成29年 3 月

令和 4 年 6 月 改訂版第一刷

発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会

監修：山縣文治（関西大学教授）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル4階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail info@z-hoikushikai.com ホームページ <https://www.z-hoikushikai.com>



改訂

保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える

質の高い保育実践のために

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育士会